

○山口県道路交通規則

昭和 47 年 7 月 1 日
公安委員会規則第 3 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）の施行について、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「政令」という。）、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号）及び確認事務の委託の手續等に関する規則（平成 16 年国家公安委員会規則第 23 号。以下「確認事務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公安委員会にする申請等の手續)

第 2 条 法、政令、府令及びこの規則の規定に基づき山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出する書類は、当該書類を提出する者の住所地を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる書類は、それぞれ当該下欄に掲げる者を経由して提出しなければならない。

提出書類	経由者
1 府令第 9 条の 16 の標章除去申請書	当該自動車の 使 用の本拠の位 置 を管轄する警 察 署長
2 第 3 条第 2 項の通行禁止除外指定車標章交付申請書	
2 の 2 第 3 条第 2 項の駐車禁止除外指定車標章交付申請書 (第 3 条第 1 項第 3 号へからりまでに掲げるものに係るものに限る。)	
3 第 12 条第 1 項の安全運転管理者教習申請書	
4 第 13 条第 1 項の安全運転管理者等資格認定申請書	
5 第 14 条第 1 項又は第 5 項の安全運転管理者に関する届出書	
6 第 14 条第 1 項又は第 5 項の副安全運転管理者に関する届出書	
7 第 23 条第 1 号の安全運転管理者等講習申出書	
8 第 24 条の 2 第 1 項の消防用自動車等使用届出書	
9 第 25 条第 1 項の緊急自動車等指定申請書	

<p>10 第26条第1項の消防用自動車等届出確認書記載事項変更届</p> <p>11 第26条第1項の緊急自動車等指定書記載事項変更届</p> <p>12 第26条第2項の消防用自動車等届出確認書再交付申請書</p> <p>13 第26条第2項の緊急自動車等指定書再交付申請書</p> <p>14 第26条第3項の消防用自動車等届出確認書返納届</p> <p>15 第26条第3項の緊急自動車等指定書返納届</p>	
<p>府令第8条の5第1項の規定による制限外けん引の許可申請書</p>	<p>当該自動車の出 発地を管轄する 警察署長</p>
<p>第7条の8の登録書又は登録更新申請書</p>	<p>当該法人の事務 所の所在地を管 轄する警察署長 又は山口県警察 本部交通部交通 指導課長</p>
<p>第23条第9号の自転車運転者講習申出書</p>	<p>山口県警察本部 交通部交通企画 課長</p>
<p>1 法第89条第1項の規定による運転免許申請書（小型特殊自動車及び原動機付自転車に係るものを除く。）又は仮運転免許申請書及び質問票</p> <p>2 法第100条の2第5項の規定による再試験受験申込書</p> <p>2の2 法第101条の2の2第1項の規定による更新申請書及び質問票</p>	<p>山口県警察本部 交通部運転免許 課長</p>

<p>2の3 府令第18条の2の3第2項の技能検査申請書</p> <p>3 府令第18条の5の限定解除審査申請書（自動車及び原動機付自転車の運転についての必要な技能の審査を受ける場合に限る。）</p> <p>3の2 府令第29条の2の2第1項の経由申請書</p> <p>4 府令第31条の5第1項の規定による自動車教習所の届出書</p> <p>5 府令第35条の規定による指定自動車教習所の指定申請書</p> <p>6 府令第36条の規定による指定自動車教習所の指定申請書の記載事項変更届</p> <p>6の2 第19条の2の認知機能検査申出書</p> <p>6の3 第22条の2の認知機能検査員講習申出書</p> <p>7 第23条第2号の取消処分者講習申出書、同条第4号の大型車中型車準中型車普通車講習等申出書、同条第5号の指定自動車教習所職員講習申出書、同条第7号の高齢者講習申出書又は同条第10号のチャレンジ講習申出書、特定任意高齢者簡易講習申出書若しくは特定任意高齢者通常講習申出書</p> <p>8 第24条の緊急自動車運転資格審査申請書</p> <p>9 第27条第1項の指定旅客自動車教習所指定申請書</p> <p>10 第27条第5項の規定による指定旅客自動車教習所指定申請書の記載事項変更届</p>	
<p>第23条第3号の停止処分者講習申出書又は同条第8号の違反者講習申出書</p>	<p>山口県警察本部 交通部運転管理課長</p>

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる書類は、それぞれ当該下欄に掲げる者を經由して提出することができる。

提出書類	経由者
<p>1 第7条の9の駐車監視員資格者講習受講申込書</p> <p>2 第7条の10の駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請書</p> <p>3 第7条の11第1項の認定申請書</p>	<p>山口県警察本部 交通部交通指導課長</p>

<p>4 第7条の11第2項の認定書再交付申請書</p> <p>5 第7条の12の駐車監視員資格者証交付申請書</p> <p>6 第7条の13第1項の駐車監視員資格者証書換え交付申請書</p> <p>7 第7条の13第2項の駐車監視員資格者証再交付申請書</p>	
<p>1 法第89条第1項の規定による運転免許申請書（小型特殊自動車及び原動機付自転車に係るものに限る。）及び質問票</p> <p>2 法第101条第1項の規定による運転免許証更新申請書及び質問票</p> <p>3 法第101条の2第1項の規定による特例更新申請書及び質問票</p> <p>4 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証交付申請書</p> <p>5 府令第18条の5の限定解除審査申請書（自動車及び原動機付自転車の運転についての必要な技能の審査を受ける場合を除く。）</p> <p>6 府令第20条第1項の規定による運転免許証記載事項変更届</p> <p>6の2 府令第21条第2項の規定による運転免許証再交付申請書</p> <p>7 府令第30条の9第1項の規定による運転免許取消申請書</p> <p>8 第21条の2の運転経歴証明書交付申請書</p> <p>8の2 第21条の3の運転経歴証明書記載事項変更届</p> <p>8の3 第21条の4の運転経歴証明書再交付申請書</p> <p>8の4 第21条の5の運転経歴証明書返納届</p> <p>8の5 第22条の運転免許証返納届</p> <p>9 第23条第6号の更新時講習申出書</p>	<p>山口県警察本部 交通部運転免許課長</p>

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる書類のうち山口県警察本部交通部運転免許課長を経由して提出することができることとされているものは、山口県山口南警察署の管轄区域内に住所を有する者が提出する場合にあつては、山口県警察本部交通部運転免許課長を経由して提出しなければならない。

5 第1項若しくは次項の規定により第3項の運転免許証更新申請書、特例更新申請書若しくは運転免許証再交付申請書を提出するとき（運転免許証更新申請書及び特例更新申請書にあつては、山口県岩国警察署長又

は山口県下関警察署長を經由して提出する場合（警察署の下部機構を經由して提出する場合を除く。）に限る。）又は同項若しくは前項の規定により第3項の運転免許証更新申請書、特例更新申請書、運転免許証再交付申請書、運転免許取消申請書、運転経歴証明書交付申請書若しくは運転経歴証明書再交付申請書を提出するときは、府令第17条第2項第9号の申請用写真を添付することを要しない。

- 6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、第3項の表の上欄に掲げる書類のうち山口県警察本部交通部運転免許課長を經由して提出することができるものとされているもの（運転免許申請書及び国外運転免許証交付申請書を除く。）は、当該書類を提出する者の住所地を管轄する警察署長以外の警察署長（山口県山口南警察署長を除く。）を經由して提出することができる。

第2章 交通の規制等

（交通の規制の対象から除く車両）

第3条 法第4条第2項の規定により交通の規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）による交通の規制（最高速度の道路標識等による交通の規制にあつては、当該最高速度が政令第11条に規定する自動車の最高速度（自動車が政令第27条第1項に規定する高速道路国道の本線車道（以下「本線車道」という。）を通行する場合にあつては、同項各号に定める最高速度）より低いものに限る。）の対象から除く車両

警衛列又は警護列の自動車

- (2) 車両の通行の禁止（一方通行及び指定方向外進行禁止を除く。）の道路標識等による交通の規制の対象から除く車両

イ 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のため使用中の車両

ロ 交通の取締り、交通事故の調査、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、検証又は警備活動のため使用中の車両

ハ 急病者に対する医師の往診のため使用中の車両

ニ 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両

ホ 電気、ガス、水道、電信又は電話に係る緊急修復を要する工事のため使用中の車両

ヘ 道路及び道路の附属物並びに信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備及び道路標識等の維持管理のため使用中の車両

- ト 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく中央選挙管理会、総務大臣、山口県選挙管理委員会又は市町村の選挙管理委員会
が交付した表示板を掲示している自動車で選挙運動又は政治活動の
ため使用中のもの
- チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137
号）に基づく一般廃棄物の収集のため使用中の車両
- リ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両で社旗を掲げているもの
- ヌ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
（平成16年法律第112号）第155条第1項に規定する緊急通
行車両
- ル イからヌまでに掲げるもののほか、公安委員会が公益上その他や
むを得ない理由があると認めて指定した車両で通行禁止除外指定車
標章（別記第1号様式）を掲示しているもの
- (3) 駐車禁止の道路標識等による交通の規制の対象から除く車両
- イ 道路の交通に起因して生ずる大気汚染、騒音又は振動を測定す
るため使用中の車両
- ロ 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく畜犬の捕獲
又は抑留のため使用中の車両
- ハ 法第51条の4第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取付
けのため使用中の車両
- ニ 交通の取締り、犯罪の捜査、警備活動その他の警察活動に伴い停
止を求められている車両
- ホ 前号イからハまで及びホからヌまでに掲げる車両
- ヘ 医師又は歯科医師の往診のための使用中の車両（前号ハに掲げる
ものを除く。）
で、駐車禁止除外指定車標章（別記第1号様式の2）を掲示してい
るもの
- ト 執行官が行う裁判官又は裁判所の発する令状の執行のため使用中
の車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記第1号様式の2）を掲示
しているもの
- チ 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両で、駐車禁止除
外指定車標章（別記第1号様式の2）を掲示しているもの
- リ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による自動車検査
証の車体の形状の欄に「患者輸送車」又は「車いす移動車」と記載
されている車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記第1号様式の
2）を掲示しているもの

ヌ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者（以下「重度身体障害者」という。）又は同表の上欄に掲げる障害を2以上有し、かつ、その総合的な障害の程度が重度身体障害者に準ずる者であつて、歩行困難であると認められるものが現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記第1号様式の3。他の都道府県公安委員会の交付に係る同一様式のものを含む。）を掲示しているもの

【第3条第1項第3号ヌの表のとおり

ル 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するものが現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記第1号様式の3。他の都道府県公安委員会の交付に係る同一様式のものを含む。）を掲示しているもの

ヲ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重度障害の程度（恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度をいう。）に該当する障害を有する者であつて、歩行困難であると認められるものが現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記第1号様式の3。他の都道府県公安委員会の交付に係る同一様式のものを含む。）を掲示しているもの

【第3条第1項第3号ヲの表のとおり

ワ 児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定により重度の知的障害者とされた者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記第1号様式の3。他の都道府県公安委員会の交付に係る同一様式のものを含む。）を掲示しているもの

カ 色素性乾皮症の患者が日出時から日没時までの時間において現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記第1号様式の3。他の都道府県公安委員会の交付に係る同一様式のものを含む。）を掲示しているもの

(4) 時間制限駐車区間の道路標識等による交通の規制の対象から除く車両

イ 第2号イからハまで及びホからヌまでに掲げる車両

ロ 前号イからニまでに掲げる車両

(5) 最高速度の道路標識等による交通の規制（当該最高速度が政令第11条に規定する自動車の最高速度（自動車が本線車道を通行する場合にあつては、政令第27条第1項各号に定める最高速度）より低いものに限る。）の対象から除く車両

法第22条の規定に違反する車両の取締りのため使用中の自動車

2 前項第2号ルの通行禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者は通行禁止除外指定車標章交付申請書（別記第2号様式）を、同項第3号へからカまでの駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者は、駐車禁止除外指定車標章交付申請書（別記第3号様式）を、それぞれ公安委員会に提出しなければならない。

3 前項の通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章は、次に掲げる場合においては、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。ただし、二輪の車両にあつては、当該車両の運転者が携帯するものとする。

(1) 第1項第2号ルの通行禁止除外指定車標章にあつては、道路標識等により車両の通行が禁止されている道路の部分のうち当該指定車標章に記載された区域又は道路の区間を通行する間

(2) 第1項第3号へからカまでの駐車禁止除外指定車標章にあつては、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分に駐車する間（警察署長に委任する交通の規制）

第4条 公安委員会は、法第5条第1項の規定により、政令第3条の2第1項各号に掲げる道路標識等による交通の規制（法第4条第1項後段に規定する警察官の現場における指示によるこれらの交通の規制に相当する交通の規制を含む。）でその適用期間が1月を超えないものを警察署長に行わせる。

（警察官等の信号に用いる灯火の色及び光度）

第5条 政令第5条第1項の規定による警察官の灯火による信号に用いる灯火の色及び光度は、次に掲げるとおりとする。

(1) 色 赤色又は淡黄色

(2) 光度 夜間100メートルの距離から確認できるもの

（警察署長の行う通行の許可）

第6条 政令第6条第3号の貨物の集配その他の公安委員会が定める事情は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生鮮食料品その他日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するため、当該道路を通行することがやむを得ないと認められること。
- (2) 冠婚葬祭その他社会の慣習上、当該道路を通行することがやむを得ないと認められること。
- (3) 住居等の移転又は建設資器材等を運搬するため、当該道路を通行することがやむを得ないと認められること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上の必要により、当該道路を通行することがやむを得ないと認められること。

(警察署長の行う駐車許可)

第7条 法第45条第1項ただし書又は法第49条の5の規定による警察署長の許可を受けようとする者は、駐車許可申請書(別記第4号様式)を当該車両を駐車しようとする道路の部分の存する場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。

2 警察署長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも(法第49条の5の許可にあつては、第1号イを除く。)該当する場合でなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 駐車しようとする日時が、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 当該駐車により交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
 - ロ 当該駐車に係る用務の目的を達成するため必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- (2) 駐車しようとする場所が、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 駐車禁止の道路標識等による交通の規制及び時間制限駐車区間の道路標識等による交通の規制のみが実施されている場所であること。
 - ロ 当該駐車により交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 車両以外の交通手段では、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - ロ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 駐車しようとする場所について、次に掲げる場所に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分が存在せず、又はこれらの利用が不可能と認められること。

イ 貨物の積卸しのため用務先に近接する場所に駐車する必要がある車両にあつては、用務先に近接する場所

ロ 医師若しくは歯科医師の往診又は看護師、保健師、助産師、准看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が行う療養上の世話若しくは必要な診療の補助のため用務先に近接する場所に駐車する必要がある車両にあつては、用務先に近接する場所

ハ 介護保健法（平成9年法律第123号）に規定する訪問介護、訪問入浴介護等のサービスを提供するため用務先に近接する場所に駐車する必要がある車両（ロに掲げるものを除く。）にあつては、用務先に近接する場所

ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する居宅介護、重度訪問介護等のサービスを提供するため用務先に近接する場所に駐車する必要がある車両（ロに掲げるものを除く。）にあつては、用務先に近接する場所

ホ イからニまでに掲げる車両以外の車両にあつては、用務先から100メートル以内の場所

3 警察署長は、第1項の許可をしたときは、駐車許可証（別記第5号様式）を交付する。

4 前項の駐車許可証は、当該許可に係る場所に駐車する間、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。ただし、二輪の車両にあつては、当該車両の運転者が携帯するものとする。

第2章の2 違法駐車に対する措置
(放置違反金の納付命令)

第7条の2 法第51条の4第5項の納付命令（以下「納付命令」という。）は、放置違反金納付命令書（別記第5号様式の2）によりするものとする。

(弁明の通知)

第7条の3 法第51条の4第6項の規定による通知は、弁明通知書（別記第5号様式の3）によるものとする。

(放置違反金の督促)

第7条の4 公安委員会は、納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しない場合においては、当該期限後20日以内にその

発行の日から起算して 10 日を経過した日を指定期限とした督促状（別記第 5 号様式の 4）を当該納付命令を受けた者に発するものとする。

（延滞金の徴収等）

第 7 条の 5 公安委員会は、納付命令を受けた者が前条の指定期限を経過しても放置違反金を納付しない場合においては、当該指定期限の翌日から当該放置違反金を完納する日までの日数に応じ、当該放置違反金の額に年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する金額（当該金額 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- (1) 公示送達の手法によって督促したとき。
- (2) 当該指定期限までに放置違反金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められるとき。

（放置違反金等の滞納処分）

第 7 条の 6 公安委員会は、法第 51 条の 4 第 14 項の放置違反金等の徴収に係る滞納処分事務をあらかじめ指定した警察職員に行わせる。

2 前項の規定により滞納処分の事務を行う警察職員は、徴収警察職員証（別記第 5 号様式の 5）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

（公示送達）

第 7 条の 7 公安委員会は、法第 51 条の 4 第 18 項の規定により、同項の規定する書類を地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の例により送達しようとするときは、公示送達書（別記第 5 号様式の 6）を公安委員会の掲示板に掲示することによりこれを行うものとする。

（登録の申請）

第 7 条の 8 確認事務規則第 2 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の登録申請書は、登録申請書（別記第 5 号様式の 7）又は登録更新申請書（別記第 5 号様式の 7）によらなければならない。

（駐車監視員資格者講習の受講の申込み）

第 7 条の 9 確認事務規則第 7 条第 1 項の受講申込書は、駐車監視員資格者講習受講申込書（別記第 5 号様式の 8）によらなければならない。

（駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付の申請）

第 7 条の 10 確認事務規則第 9 条第 2 項の再交付申請書は、駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請書（別記第 5 号様式の 9）によらなければならない。

（法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号ロの規定による公安委員会の認定）

第7条の11 確認事務規則第10条第2項の認定申請書は、認定申請書（別記第5号様式の10）によらなければならない。

2 確認事務規則第10条第5項において準用する確認事務規則第9条第2項の再交付申請書は、認定書再交付申請書（別記第5号様式の9）によらなければならない。

（駐車監視員資格者証の交付の申請）

第7条の12 確認事務規則第11条第1項の交付申請書は、駐車監視員資格者証交付申請書（別記第5号様式の11）によらなければならない。

（駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付の申請）

第7条の13 確認事務規則第13条第1項の書換え交付申請書は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書（別記第5号様式の12）によらなければならない。

2 確認事務規則第13条第2項の再交付申請書は、駐車監視員資格者証再交付申請書（別記第5号様式の12）によらなければならない。

第3章 車両の通行方法等

（軽車両の灯火）

第8条 政令第18条第1項第5号の規定により軽車両（そり及び牛馬を除く。以下この条において同じ。）がつけなければならない灯火は、次に掲げるものとする。

(1) 夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する白色又は淡黄色の前照灯

(2) 夜間後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有する橙色又は赤色の尾灯

2 軽車両が夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第1項の規定による自動車の前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できる反射器又は反射材1個（幅が50センチメートル以上の軽車両にあつては、その両端に各1個）以上を備え付けているときは、前項第2号の規定にかかわらず、同号の尾灯をつけることを要しない。

（車両の乗車又は積載の制限）

第9条 政令第22条第3号ハの公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定める自動車は、別表の第3欄に掲げる路線ごとに、それぞれ同表の第4欄に定める区間を通行する自動車とする。

2 政令第22条第3号ハの公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

3 軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員は、次の表の上欄に掲げる軽車両の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる乗車人員を超えないこと。

軽車両の種類	乗 車 人 員
二輪の自転車及び三輪又は四輪の普通自転車	運転者1人及び次に掲げる場合における運転者以外の者の人員 1 運転者（16歳以上であるものに限る。次号及び第3号において同じ。）が幼児用座席に幼児（小学校就学の始期に達するまでの者いう。以下同じ。）1人を乗車させている場合 2 運転者が幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に幼児二人を乗車させている場合 3 運転者が4歳未満の者一人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合（前号に掲げる場合を除く。） 4 運転者がタンデム車（運転者のための乗車装置及び運転者以外の者のための一の乗車装置（幼児用座席を除く。）を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられている自転車をいう。）の乗車装置に運転者以外の者1人を乗車させている場合 5 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項の自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路において、乗車装置に応じた人員を乗車させている場合
二輪の自転車及び三輪又は四輪の普通自転車以外の軽車両	乗車装置に応じた人員

(2) 積載物の重量は、次の表の上欄に掲げる軽車両の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる積載物の重量を超えないこと。

軽車両の種類	積 載 物 の 重 量
二輪の自転車及び三輪又は四輪の普通自転車	30キログラム(重荷用自転車にあつては、60キログラム)

二輪の自転車及び三輪又は四輪の普通自転車以外の自転車並びに牽引されるリヤカー	120キログラム
牛馬車	2,000キログラム(四輪車以外のものにあつては、1,500キログラム)
自転車、牽引されるリヤカー及び牛馬車以外の軽車両	750キログラム(荷台の面積が1.65平方メートルを超えないものにあつては、450キログラム)

(3) 積載物の大きさは、次の表の上欄に掲げる軽車両の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる積載物の長さ、幅及び高さを超えないこと。

【第9条第3項第3号の表のとおり

(4) 積載の方法は、次の表の上欄に掲げる軽車両の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる積載物の長さ及び幅を超えてはみ出さないこと。

【第9条第3項第4号の表のとおり

(自動車以外の車両の^{けん}牽引制限)

第10条 自動車以外の車両の運転者は、他の車両を^{けん}牽引してはならない。

ただし、^{けん}牽引するための装置を有する原動機付自転車又は自転車によつて^{けん}牽引されるための装置を有する軽車両1台を^{けん}牽引するときは、この限りでない。

(運転者の遵守事項)

第11条 法第71条第6号の規定による車両の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 有効な警音器を備えていない自転車を運転しないこと。

- (2) 傘を差し、物を担ぎ、又は物を持つ等車両の運転者の視野を妨げ、又は車両の安定を失うおそれがある方法で大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。
- (3) 大型自動二輪車、普通自動二輪車若しくは原動機付自転車にまたがらないで運転し、又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に運転者以外の者をまたがらせないで乗車させて運転しないこと。
- (4) 積雪し、又は凍結している道路において、滑り止めに効果のあるタイヤ・チェーン、スノータイヤ等を取り付けないで自動車（二輪のものを除く。）を運転しないこと。
- (5) げた、木製サンダルその他の運転操作に支障を及ぼすおそれのある履き物を履いて自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。
- (6) 安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態でカーステレオ等を聞きながら車両を運転しないこと。
- (7) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項第4号の規定による許可を受けて行う人の移動の用に供するロボットの実験のために使用されるものを除く。以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。
- (8) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車（原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。
- (9) 自動車を運転する場合において、法第85条第1項若しくは第2項又は法第86条第1項若しくは第2項の規定により準中型自動車を運転することができる免許を受けた者でその運転する準中型自動車に法第71条の6第1項に規定する標識を付けることを条件として当該免許を受けたもの又は法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許を受けた者でその運転する普通自動車に法第71条の6第2項に規定する標識を付けることを条件として当該免許を受けたものが補聴器を用いないで表示自動車（法第71条の6第1項に規定する標識を

付けた準中型自動車又は同条第2項に規定する標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。)を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

- (10) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話をし、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

第4章 安全運転管理者等

(教習の申請等)

第12条 府令第9条の9第1項第2号の規定により公安委員会が行う教習を受けようとする者は、安全運転管理者教習申請書(別記第6号様式)を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の教習を修了した者に対し、安全運転管理者教習修了証(別記第7号様式)を交付する。

(認定の申請等)

第13条 府令第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定により公安委員会の認定を受けようとする者は、安全運転管理者等資格認定申請書(別記第7号様式の2)を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の認定をした者に対し、安全運転管理者資格認定証(別記第8号様式)又は副安全運転管理者資格認定証(別記第8号様式)を交付する。

(選任の届出等)

第14条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)の選任又は解任の届出は、安全運転管理者にあつては安全運転管理者に関する届出書(別記第9号様式)正副2部、副安全運転管理者にあつては副安全運転管理者に関する届出書(別記第9号様式の2)正副2部を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の安全運転管理者等の選任に係る届出書には、次に掲げる書類2部を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は運転免許証の写し
- (2) 履歴書
- (3) 運転記録証明書

- (4) 安全運転管理者の選任に係る届出書にあつては、運転管理経歴証明書（別記第10号様式）若しくは安全運転管理者教習修了証の写し及び運転管理経歴証明書又は安全運転管理者資格認定証の写し
 - (5) 副安全運転管理者の選任に係る届出書にあつては、運転管理経歴証明書、副安全運転管理者運転経歴証明書（別記第10号様式）又は副安全運転管理者資格認定証の写し
- 3 公安委員会は、第1項の安全運転管理者等の選任に係る届出を受理したときは、当該届出に係る安全運転管理者等に対し、安全運転管理者証（別記第11号様式）又は副安全運転管理者証（別記第11号様式の2）を交付する。
- 4 法第74条の3第5項の規定により安全運転管理者等の選任の届出をした自動車の使用者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、その日から15日以内に公安委員会に届け出なければならない。
- (1) 届出者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
 - (2) 自動車の使用の本拠の名称及び位置
 - (3) 安全運転管理者等の氏名
 - (4) 安全運転管理者等の職務上の地位
- 5 前項の規定による届出は、安全運転管理者にあつては安全運転管理者に関する届出書正副2部、副安全運転管理者にあつては副安全運転管理者に関する届出書正副2部を提出してしなければならない。

（解任の命令）

第15条 法第74条の3第6項の規定による安全運転管理者等の解任の命令は、安全運転管理者解任命令書（別記第12号様式）又は副安全運転管理者解任命令書（別記第12号様式）によりするものとする。

第4章の2 自動車の使用制限

（自動車の使用制限）

第15条の2 法第75条第2項又は法第75条の2第1項の規定による自動車を運転し、又は運転させてはならない旨の命令は、自動車使用制限書（別記第12号様式の2）によりするものとする。

2 法第75条の2第2項の規定による車両を運転し、又は運転させてはならない旨の命令は、車両使用制限書（別記第12号様式の2）によりするものとする。

第5章 道路の使用等

（道路における禁止行為）

第16条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) みだりに交通の妨害となるように道路に泥土、汚水、ガラス片、釘、ごみ、くず等をまき、又は捨てること。
- (2) みだりに交通の妨害となるような方法で道路上に物件を突き出すこと。
- (3) 凍結するおそれがあるときに道路に水をまき、又は捨てること。
- (4) 車両の運転者の目をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること。
- (5) 道路において進行中の車両からみだりに身体の一部を出し、又は物件を突き出すこと。
- (6) 道路において、販売のための車両を陳列し、又は修理（応急修理を除く。）をすること。
- (7) 交通のひんばんな道路において、自転車の運転の練習をすること。
- (8) 交通のひんばんな道路において、たき火をすること。

（道路の使用の許可）

第17条 法第77条第1項第4号の規定による警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げる行為（選挙運動のため行う行為及び選挙運動の期間中における政治活動のため行う行為（これらのうち、公職選挙法の規定によりすることができることとされているものに限る。）を除く。）とする。

- (1) 道路において、ロケーション、撮影会、踊りその他これらに類する行為をすること。
- (2) 道路において、祭礼行事、競技会、仮装行列、パレードその他これらに類する行事又は行為をすること。
- (3) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、物品を陳列し、拡声器で放送し、又はラジオ若しくはテレビジョンで受信若しくは受像をすること。
- (4) 道路において、消防、水防、避難、救護等の訓練をすること。
- (5) 道路において、車両を連ね、又は車両に特異な装いをして、広告又は宣伝をすること。
- (6) 道路において、人が集まるような方法で寄附を募集し、又は署名を求めること。
- (7) 道路に飛散するような方法で広告又は宣伝のため印刷物その他の物を散布すること。

- (8) 道路において、楽器、旗、プラカード、ちようちんその他これらに類する物を持ち、又は氣勢を示し、その他一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態で集団行進をすること。
- (9) 道路において、ロボットの移動を伴う実験、人の移動の用に供するロボットの実験又は自動車から遠隔の地にいる運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実験をすること。

(道路使用許可申請書の添付書類)

第17条の2 府令第10条第3項の公安委員会が必要と認めて定めた書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 位置図
- (2) 付近見取図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、警察署長が必要があると認める書類

第6章 運転免許

(試験の場所)

第18条 自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転免許試験(以下「試験」という。)は、次の表の上欄に掲げる試験の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる場所において行うものとする。

【第18条第1項の表のとおり

- 2 法第100条の2第1項に規定する再試験(以下「再試験」という。)は、山口県総合交通センターにおいて行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、公安委員会は、やむを得ない事情があると認めるときは、同項の試験及び再試験の場所を変更することができる。

(試験及び再試験の順序)

第19条 試験は、次に掲げる順序により行うものとする。ただし、公安委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、第1号の試験の前に第2号の試験を行うことができる。

- (1) 自動車等の運転に必要な適性についての試験
- (2) 自動車等の運転に必要な知識についての試験
- (3) 自動車等の運転に必要な技能についての試験

2 再試験は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 自動車等の運転に必要な知識についての再試験
- (2) 自動車等の運転に必要な技能についての再試験

(認知機能検査の申出)

第19条の2 法第97条の2第1項第3号イ、法第101条の4第2項及び法第101条の7第1項の認知機能検査を受けようとする者は、認知機能検査申出書（別記第12号様式の3）を公安委員会に提出しなければならない。

（試験の合格決定の取消しの通知）

第20条 法第97条の3第2項の規定による試験の合格決定の取消しの通知は、運転免許試験合格決定取消通知書（別記第13号様式）によりするものとする。

第21条 削除

（運転経歴証明書の交付の申請）

第21条の2 府令第30条の10第1項の運転経歴証明書交付申請書は、運転経歴証明書交付申請書（別記第14号様式の2）によらなければならない。

（運転経歴証明書の記載事項の変更の届出）

第21条の3 府令第30条の12第2項の届出書は、運転経歴証明書記載事項変更届（別記第14号様式の3）によらなければならない。

（運転経歴証明書の再交付の申請）

第21条の4 府令第30条の13第1項の運転経歴証明書再交付申請書は、運転経歴証明書再交付申請書（別記第14号様式の4）によらなければならない。

（運転経歴証明書の返納）

第21条の5 府令第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納は運転経歴証明書返納届（別記第14号様式の5）に当該運転経歴証明書を添付してしなければならない。

（運転免許証の返納）

第22条 法第107条第1項又は法第107条の10第1項の規定による運転免許証の返納は、運転免許証返納届（別記第15号様式）に当該運転免許証を添付してしなければならない。

（講習の申出）

第22条の2 運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号に規定する講習を受けようとする者は、認知機能検査員講習申出書（別記第15号様式の2）を公安委員会に提出しなければならない。

第23条 次の各号に掲げる講習を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申出書を公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習 安全運転管理者等講習申出書（別記第16号様式）

- (2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（法第108条の4第1項の指定講習機関に行わせるものを除く。） 取消処分者講習申出書（別記第16号様式の2）
 - (3) 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習（以下「停止処分者講習」という。） 停止処分者講習申出書（別記第16号様式の3）
 - (4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習（以下「大型車中型車準中型車普通車講習」という。）、同項第5号に掲げる講習（以下「大型二輪車普通二輪車講習」という。）、同項第6号に掲げる講習（以下「原付講習」という。）、同項第7号に掲げる講習（以下「旅客車講習」という。）又は同項第8号に掲げる講習（以下「応急救護処置講習」という。） 大型車中型車準中型車普通車講習等申出書（別記第16号様式の4）
 - (5) 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習 指定自動車教習所職員講習申出書（別記第16号様式）
 - (6) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習 更新時講習申出書（別記第17号様式）
 - (7) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 高齢者講習申出書（別記第17号様式の2）
 - (8) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 違反者講習申出書（別記第17号様式の3）
 - (9) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 自転車運転者講習申出書（別記第17号様式の4）
 - (10) 法第108条の2第2項に規定する講習 チャレンジ講習申出書（別記第17号様式の5）、特定任意高齢者簡易講習申出書（別記第17号様式の5）又は特定任意高齢者通常講習申出書（別記第17号様式の5）
- （審査の申請）

第24条 政令第32条の3、第32条の3の2、第32条の4又は第32条の5第1項若しくは第2項の規定による審査を受けようとする者は、緊急自動車運転資格審査申請書（別記第18号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

第7章 緊急自動車等

（使用の届出等）

第24条の2 政令第13条第1項第1号に掲げる消防用自動車若しくは同項第1号の2に掲げる救急用自動車又は政令第14条の2第1号に掲げる道路維持作業用自動車（以下「消防用自動車等」という。）を使用す

る者は、消防用自動車等使用届出書（別記第18号様式の2）により公安委員会に届け出なければならない。

- 2 公安委員会は、前項の届出を受理したときは、消防用自動車届出確認書（別記第18号様式の3）、救急用自動車届出確認書（別記第18号様式の3）又は道路維持作業用自動車届出確認書（別記第18号様式の3）を交付する。
- 3 前項の消防用自動車届出確認書、救急用自動車届出確認書又は道路維持作業用自動車届出確認書（以下「届出確認書」という。）の交付を受けた者は、届出確認書を当該届出に係る自動車に備え付けておかなければならない。

（指定の申請等）

第25条 政令第13条第1項第1号の3から第12号までに掲げる緊急自動車又は政令第14条の2第2号に掲げる道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）の指定を受けようとする者は、緊急自動車等指定申請書（別記第19号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の指定をしたときは、緊急自動車指定書（別記第20号様式）又は道路維持作業用自動車指定書（別記第20号様式）を交付する。
- 3 前項の緊急自動車指定書又は道路維持作業用自動車指定書（以下「指定書」という。）の交付を受けた者は、指定書を当該指定に係る自動車に備え付けておかなければならない。

（届出確認書等の記載事項の変更の届出等）

第26条 届出確認書又は指定書（以下「届出確認書等」という。）の交付を受けた者は、当該届出確認書等の記載事項に変更があつたときは、届出確認書にあつては消防用自動車等届出確認書記載事項変更届（別記第20号様式の2）、指定書にあつては緊急自動車等指定書記載事項変更届（別記第21号様式）を公安委員会に提出し、その書換えを受けなければならない。

- 2 届出確認書等の交付を受けた者は、届出確認書等を破り、汚し、又は失つたときは、届出確認書にあつては消防用自動車等届出確認書再交付申請書（別記第21号様式の2）、指定書にあつては緊急自動車等指定書再交付申請書（別記第22号様式）を公安委員会に提出し、その再交付を受けなければならない。
- 3 届出確認書等の交付を受けた者は、届出確認書等の再交付を受けた後失つた届出確認書等を発見したとき又は当該自動車を消防用自動車等若

しくは緊急自動車等としての用途に供しなくなつたときは、届出確認書にあつては消防用自動車等届出確認書返納届（別記第22号様式の2）、指定書にあつては緊急自動車等指定書返納届（別記第23号様式）に当該届出確認書等（失つた届出確認書等を発見した場合は、発見した届出確認書等）を添付して、速やかに公安委員会に返納しなければならない。

第8章 指定旅客自動車教習所

（指定の申請等）

第27条 政令第34条第3項第2号の規定による旅客自動車の運転に関する教習を行う施設（以下「指定旅客自動車教習所」という。）の指定を受けようとする者は、指定旅客自動車教習所指定申請書（別記第24号様式）を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の指定旅客自動車教習所指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）府令第35条各号に掲げる書類（技能検定員に係るものを除く。）

（2）府令第37条第1項の規定により交付された指定書の写し

3 公安委員会は、指定旅客自動車教習所の指定の申請があつた場合において、当該申請が別に定める指定旅客自動車教習所指定基準（以下「指定基準」という。）に適合するときは、指定旅客自動車教習所の指定をするものとする。

4 公安委員会は、前項の指定をしたときは、指定旅客自動車教習所指定書（別記第25号様式）を交付する。

5 指定旅客自動車教習所の指定を受けた者は、第1項の指定旅客自動車教習所指定申請書（添付書類を含む。）の記載事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

（検査等）

第28条 公安委員会は、指定旅客自動車教習所について、指定基準に適合しているかどうかを検査し、及び当該指定旅客自動車教習所の設置者又は管理者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（指定の解除）

第29条 公安委員会は、指定旅客自動車教習所が指定基準に適合しなくなつたときは、その指定を解除することができる。

2 公安委員会は、前項の規定により指定旅客自動車教習所の指定を解除したときは、指定旅客自動車教習所指定解除通知書（別記第26号様式）により通知するものとする。

第9章 雑則

(高速道路における権限)

第30条 法第114条の3の規定に基づき、法の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速道路における交通警察の運営に関する規則(昭和46年国家公安委員会規則第3号)第1条に規定する高速道路(別に定める区間を除く。)に係るものは、山口県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。

(地域交通安全活動推進委員協議会の区域)

第31条 法第108条の30第1項の公安委員会が定める区域は、各警察署の管轄区域とする。